

令和5年度第3回恵庭市社会福祉審議会・児童福祉専門部会

次 第

日 時：令和6年3月5日（火）13時30分～

場 所：恵庭市民会館 2階 大会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

①令和6年度 教育・保育に係る確保方策（案）について

4. 報 告

①第3期えにわっこ☆すこやかプランについて

②令和6年度学童クラブの運営について

③産後ケア事業（日帰り型・訪問型）について

④1か月児健康診査事業について

⑤次期えにわ障がい福祉プランについて

5. そ の 他

【配布資料】

（資料1-1、1-2、1-3）令和6年度 教育・保育に係る確保方策（案）について

（資料2）第3期えにわっこ☆すこやかプランについて **※当日配布いたします**

（資料3）令和6年度学童クラブの運営について

（資料4）産後ケア事業（日帰り型・訪問型）について

（資料5）1か月児健康診査事業について

（資料6-1、6-2）次期えにわ障がい福祉プランについて

令和6年度 教育・保育に係る確保方策(案)について

1. 確保方策(全体定員)設定の考え方

各年度の保育所、認定こども園等の定員については、利用状況から保育の必要な認定区分ごとに、量の見込(必要利用定員総数)を設定し、毎年、確保方策(年齢・認定区分別の利用定員)として設定を行うこととしています。

2. 令和6年度 確保方策の内容

令和6年度の確保方策については、一部、定員の見直しを行い、令和5年度の定員総数2,392人に対して、令和6年度は定員総数2,340人と、前年度対比で52人減として設定します。

《内訳》

- ・「3号認定(保育認定0～2歳児)」については、企業主導型保育施設である恵庭ひだまり保育園の定員設定について、当初報告いただいていた定員が、園則に定められた定員と相違していると申し出があったことから修正。前年度比2人減
- ・「2号認定(保育認定3～5歳児)」については、島松幼稚園の定員設定について不足が生じていることから定員の見直しを行い、前年度比10人増
- ・「1号認定(教育認定3～5歳児)」については、クラーク幼稚園、柏学園ひまわり幼稚園の定員設定について余剰が生じていることから定員の見直しを行い前年度比60人減。

《資 料》 【資料 No. 1-2】 確保方策(案)に係る各種比較等
【資料 No. 1-3】 令和6年度 市内教育・保育施設別定員(案)

◆確保方策(案)に係る各種比較等

1. 令和5年度 確保方策(利用定員)

■認可施設

2. 認定こども園(教育・保育)		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
(14園の計)	1号	-	-	-	402	404	405	1,211
	2号	-	-	-	158	159	159	476
	3号	99	167	187	-	-	-	453
	計	99	167	187	560	563	564	2,140

3. 保育園(保育)

2. 園の計		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
(2園の計)	2号	-	-	-	31	31	31	93
	3号	24	30	33	-	-	-	87
	計	24	30	33	31	31	31	180

4. 地域型保育事業所

3. 園の計		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
(4園の計)	3号	14	25	24	-	-	-	63
	計	14	25	24	-	-	-	63

合計(1~4)

20園の計		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
(20園の計)	1号	-	-	-	402	404	405	1,211
	2号	-	-	-	189	190	190	569
	3号	137	222	244	-	-	-	603
	計	137	222	244	591	594	595	2,383

■認可外保育施設

5. 企業主導型保育施設		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
(1事業所の計)		2	4	3	-	-	-	9

(地域枠)

合計

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号	-	-	-	402	404	405	1,211
2号	-	-	-	189	190	190	569
3号	137	222	244	-	-	-	603
認可外	2	4	3	-	-	-	9
計	139	226	247	591	594	595	2,392

2. 令和5年度 利用状況(令和5年12月1日現在)

■認可施設

2. 認定こども園(教育・保育)		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
(14園の計)	1号	-	-	-	457	305	368	1,130
	2号	-	-	-	142	156	164	462
	3号	92	175	143	-	-	-	410
	計	92	175	143	599	461	532	2,002

3. 保育園(保育)

2. 園の計		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
(2園の計)	2号	-	-	-	28	31	31	90
	3号	24	33	33	-	-	-	90
	計	24	33	33	28	31	31	180

4. 地域型保育事業所

3. 園の計		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
(3園の計)	3号	16	27	22	-	-	-	65
	計	16	27	22	-	-	-	65

合計(1~4)

19園の計		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
(19園の計)	1号	-	-	-	457	305	368	1,130
	2号	-	-	-	170	187	195	552
	3号	132	235	198	-	-	-	565
	計	132	235	198	627	492	563	2,247

■認可外保育施設

5. 企業主導型保育施設		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
(1事業所の計)		1	3	1	-	-	-	5

(地域枠)

合計

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号	-	-	-	457	305	368	1,130
2号	-	-	-	170	187	195	552
3号	132	235	198	-	-	-	565
認可外	1	3	1	-	-	-	5
計	133	238	199	627	492	563	2,252

3. 令和6年度 確保方策(利用定員)

■認可施設

2. 認定こども園(教育・保育)		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
(14園の計)	1号	-	-	-	382	384	385	1,151
	2号	-	-	-	160	163	163	486
	3号	99	167	187	-	-	-	453
	計	99	167	187	542	547	548	2,090

3. 保育園(保育)

2. 園の計		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
(2園の計)	2号	-	-	-	31	31	31	93
	3号	24	30	33	-	-	-	87
	計	24	30	33	31	31	31	180

4. 地域型保育事業所

3. 園の計		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
(4園の計)	3号	14	25	24	-	-	-	63
	計	14	25	24	-	-	-	63

合計(1~4)

20園の計		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
(20園の計)	1号	-	-	-	382	384	385	1,151
	2号	-	-	-	191	194	194	579
	3号	137	222	244	-	-	-	603
	計	137	222	244	573	578	579	2,333

■認可外保育施設

5. 企業主導型保育施設		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
(1事業所の計)		2	2	3	-	-	-	7

(地域枠)

合計

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号	-	-	-	382	384	385	1,151
2号	-	-	-	191	194	194	579
3号	137	222	244	-	-	-	603
認可外	2	2	3	-	-	-	7
計	139	224	247	573	578	579	2,340

4. 令和6年度 確保方策(前年度との比較)

■認定区分ごと

区分		R6確保方策	R5確保方策	比較	
認可施設	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	1号	1,151	1,211	▲60
		2号	579	569	10
		3号	540	540	0
	地域型保育事業所	3号	63	63	0
認可外施設	企業主導型保育施設(地域枠)	3号	7	9	▲2
合計		2,340	2,392	▲52	

区分	R6確保方策	R5確保方策	比較
0歳児	139	139	0
1歳児	224	226	▲2
2歳児	247	247	0
3歳児	573	591	▲18
4歳児	578	594	▲16
5歳児	579	595	▲16
合計	2,340	2,392	▲52

《説明》

定員変更等により、下記のとおり増減。

・0~2歳児(3号認定)については、前年度比2人減

※「恵庭ひだまり保育園」の定員について園則と異なる定員数が報告されていたことから修正

・3歳以上児(1号・2号認定)については、前年度比50人減(1号認定/60人減、2号認定/10人増)



※施設ごとの定員は、別添「令和6年度 市内教育・保育施設別定員(案)」参照

参考① 認定区分別の利用状況(令和5年12月1日現在)

認定区分	R5確保方策	利用状況	比較
1号	1,211	1,130	▲81
2号	569	552	▲17
小計	1,780	1,682	▲98
3号	603	565	▲38
認可外	9	5	▲4
小計	612	570	▲42
合計	2,392	2,252	▲140

参考② 年齢区分別の利用状況(令和5年12月1日現在)

年齢区分	R5確保方策	利用状況	比較
0歳児	139	133	▲6
1歳児	226	238	12
2歳児	247	199	▲48
小計	612	570	▲42
3歳児	591	627	36
4歳児	594	492	▲102
5歳児	595	563	▲32
小計	1,780	1,682	▲98
合計	2,392	2,252	▲140

参考③ 令和5年4月1日の年齢別人口と利用児童数

年齢	年齢別人口	利用児童数	利用率
0歳児	422	133	31.5%
1歳児	452	238	52.7%
2歳児	472	199	42.2%
小計	1,346	570	42.3%
3歳児	479	627	130.9%
4歳児	483	492	101.9%
5歳児	551	563	102.2%
小計	1,513	1,682	111.2%
合計	2,859	2,252	78.8%

※利用率は、利用児童数÷年齢別人口

《参考》年度別利用率の推移(0歳児~2歳児)

- ・R2 0歳児/24.5%、1歳児/44.1%、2歳児/33.8%
- ・R3 0歳児/27.9%、1歳児/42.3%、2歳児/40.2%
- ・R4 0歳児/29.5%、1歳児/46.0%、2歳児/36.7%

参考④ 3号認定の保育提供率(第2期えにわっこ☆すこやかプラン/P122)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値	37.5%	38.4%	39.5%	40.5%	41.5%
実績値	37.2%	38.7%	41.1%	45.4%	46.9%

※保育提供率は、「各年度の0~2歳児定員」÷「各年4月1日の0~2歳児人口」により算出
※令和6年度は、「令和6年1月1日の0~2歳児人口」により暫定値として算出

《過去5年間の実績値》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績値	22.6%	25.1%	27.7%	29.5%	33.4%

令和6年度 市内教育・保育施設別定員（案）

◆認定こども園（14施設）

類型	法人名等	定員			
	施設名	1号	2号	3号	計
幼保連携型	(学校)柏学園	180	35	44	259
	柏学園ひまわり幼稚園				
幼保連携型	(学校)柏学園	105	45	41	191
	恵み野幼稚園				
幼保連携型	(学校)リズム学園	105	50	30	185
	恵庭幼稚園				
幼保連携型	(学校)鶴岡学園	20	45	45	110
	北海道文教大学附属幼稚園				
幼保連携型	(学校)高陽学園	15	30	45	90
	さくら				
幼保連携型	(社福)こどもの杜	15	36	39	90
	えほんの森				
幼稚園型	(学校)高陽学園	210	20	-	230
	クラーク幼稚園				
幼稚園型	(学校)柏学園	182	30	28	240
	第二かしわ幼稚園				
幼稚園型	(学校)柏学園	120	45	41	206
	かしわ幼稚園				
幼稚園型	(学校)柏学園	89	31	20	140
	恵み野第二幼稚園				
幼稚園型	(学校)アソカ学園	65	20	-	85
	島松幼稚園				
保育所型	(学校)リズム学園	15	45	45	105
	あいおい子ども園				
保育所型	(社福)恵庭睦会	15	27	42	84
	幼稚舎えるむ				
保育所型	NPO法人 えにわスマイル保育園	15	27	33	75
	えにわスマイル保育園				
認定こども園 小計		1,151	486	453	2,090

◆保育所（2施設）

法人名等	施設名	定員		
		2号	3号	計
恵庭市	すみれ保育園	51	39	90
(社福)水の会	島松いちい保育園	42	48	90
保育所 小計		93	87	180

◆地域型保育事業所（小規模3施設・事業所内1施設/地域枠）

法人名等	施設名	定員		
		2号	3号	計
(学校)リズム学園	恵庭保育園	-	18	18
(社福) いはつの会	島松もみじ保育園	-	19	19
NPO法人 えにわスマイル保育園	しままつスマイル保育園	-	19	19
(医)北農会	ぴっころきっず	-	7	7
地域型保育事業所 小計		0	63	63

◆企業主導型保育所（1施設/地域枠）

法人名等	施設名	定員		
		2号	3号	計
(学校)リズム学園	恵庭ひだまり保育園	-	7	7
企業主導型保育所 小計		0	7	7

《全体合計》

認定区分	R6定員	R5定員	比較増減
1号	1,151	1,211	▲60
2号	579	569	10
3号	610	612	▲2
計	2,340	2,392	▲52

変更部分



次期えにわっこ☆すこやかプランの策定について

1. 概要

現行の「第2期えにわっこ☆すこやかプラン」は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画を併せ持った計画で、令和2年度～令和6年度を計画期間としています。現計画が令和6年度で終了することから、次期計画は、第2期計画を継承しつつ、こども基本法第10条に規定する「市町村こども計画」に位置付け、こども大綱及び北海道こども計画を勘案するとともに、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「子どもの貧困対策計画」「子ども・若者計画」「少子化対策計画」「その他必要な計画」を一体的に策定します。

このため、令和6年度において、アンケート（ニーズ）調査やパブリックコメントを実施し、次期計画（令和7年度～令和11年度）を策定します。

2. アンケート（ニーズ）調査について

計画策定にあたり、基礎資料となる子育て世帯の子育てサービスの利用状況、利用希望、就労状況等についてニーズの変化等を把握するため、市全域を計画区域とし、子育て世帯を対象に無作為抽出でアンケート調査を行います。

アンケート（ニーズ）調査は令和6年5月を予定しています。

3. スケジュールについて

令和6年	2～4月	アンケート調査票の内容検討 計画策定支援事業者選定
	5月	アンケート調査実施
	6～7月	アンケート調査結果・まとめ
	8～9月	児童福祉専門部会（アンケート調査の結果報告）
	10月	児童福祉専門部会（量の見込み及び確保方策の検討）
	11～12月	児童福祉専門部会（計画の素案について審議）
	12月	厚生消防常任委員会への報告（計画素案）
令和7年	1月	計画のまとめ及び市民へPR及び周知 パブリックコメントの実施
	2～3月	児童福祉専門部会（計画（案）について審議）
	3月	厚生消防常任委員会（計画（案））

恵庭市子ども・子育てに関するアンケート調査(案)

〔就学前の子ども用〕

【調査ご協力をお願い】

日頃から、皆様には市政の運営に多大なご理解・ご協力を頂き、誠にありがとうございます。
さて、国では平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、子育てをめぐる今日的課題を解決することとしており、各市町村において「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年4月から子ども・子育てを支援する事業を実施しております。

更新予定
当市においては、平成27年3月に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、それを基に子ども・子育て支援にかかる事業を実施してきたところですが、計画策定から3年を経過することから令和元年度に計画を策定するため、改めてアンケートを実施し、市民のみなさんのご意見を反映させていただきたいと考えております。

なお、ご回答頂いた調査内容は、今回の計画更新のみに利用させて頂くものであり、回答者個人が特定されたり、他の目的に利用したりすることは一切ございません。

ご多忙のこととは存じますが、調査の趣旨をご理解頂き、期日までにご回答頂きますようお願いいたします
令和元年6月14日

【ご記入にあたっての注意】

1. **宛名のお子さんについて、保護者等の方が**ご記入ください。 ※令和6年4月1日現在の年齢で抽出
2. ご回答は、選択肢に○印をつけてお選び頂く場合と数字などをご記入頂く場合があります。
3. 選択肢の場合、お選び頂く数が設問によって異なりますので、質問に従って回答ください。
また、「その他」をお選び頂いた場合は、() 内に具体的な内容をご記入ください。
4. 数字で時間(時刻)をご記入頂く場合は、24時間制(例：午後6時 ⇒ 18時)で、
また、数字は一律に一字ご記入ください。
5. ご記入が済みましたら、**同封の返信用封筒に入れて 月 日 () までに、ご投函くださ**
ますようお願いいたします。
6. ご回答頂く上でご不明な点や調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

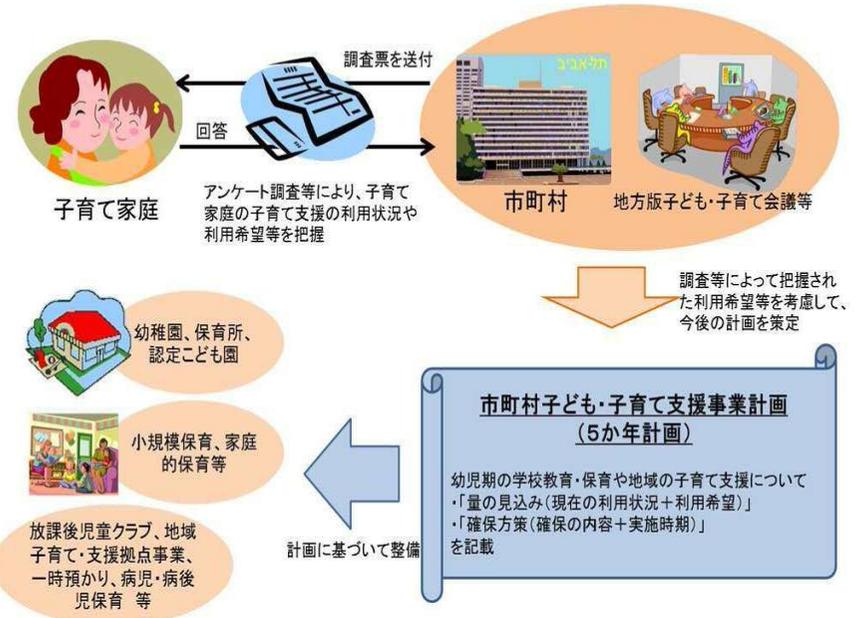
《お問い合わせ先》

〒061-1498 恵庭市京町1番地

恵庭市 子ども未来部 子ども政策課 子ども政策担当

電話番号：0123-33-3131(内線 1244) FAX：0123-33-3137

皆さんの回答は地域の子育て支援の充実に生かされます



(用語の定義) この調査票における用語の定義は以下のとおりです。

- ・幼稚園：学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設
- ・保育所：児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設
- ・認定こども園：幼稚園と保育所の機能を併せもつ施設
- ・子育て：教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援

(参考)

お子さんと ご家族の状況

問1 お子さんの生年月月をご記入ください。

平成・令和 年 月生まれ

問2 きょうだいは何人ですか。宛名のお子さんを含めた人数をご記入ください。

きょうだい数： 人

問3 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。
お子さんからみて当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 父親 2. 母親 3. 祖父母 4. その他()

◆問3で「1. 父親」「2. 母親」に○をつけた方にうかがいます。

問3-1 配偶者について、どちらかに○をつけてください。

1. 配偶者がいる 2. 配偶者がいない

問4 子育て（教育を含む）を主に行っているのは、どなたですか。
お子さんからみて当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 両親 2. 父親 3. 母親
4. 祖父母 5. その他()

お子さんの 育ち環境

問5 お子さんの面倒をみてもらえる親族・知人はいますか。
当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 日常的にいる
2. 緊急時にはいる
3. 誰もいない

問6 子育て（教育を含む）を行う上で、気軽に相談できる人はいますか。
また、相談できる場所がありますか。どちらかに○をつけてください。

1. いる／ある
2. いない／ない

◆問6で「1. いる／ある」に○をつけた方にうかがいます。

気軽に相談できるのは、誰（どこ）ですか。
当てはまる番号すべてに○をつけてください。

問6-1

A：（誰）	B：（どこ）
1. 祖父母等の親族	1. 子育て支援施設等（子育て支援センター・学童クラブ・子どもひろば）
2. 友人・知人や近所のひと	2. 保健所・保健センター
3. 職場関係者	3. 市の子育て相談窓口（えにわっこ応援センター）
4. 保育士・幼稚園教諭	4. その他（ ）
5. かかりつけの医師	
6. 民生委員・児童委員	
7. その他（ ）	

- ・保健センターははずしてよいか
- ・えにわっこ応援センターはBの3「市の子育て相談窓口」の（ ）に標記でよいか
- ・B欄に「SNS」の選択肢は追加すべきか

お子さんの 保護者（父親）の就労 状況

問 7 父親の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）についてうかがいます。

当てはまる番号1つに○をつけてください。

※就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンでお答えください。

また、産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

フルタイム勤務 （1週5日程度・1日8時間程度の就 労）	1. 産休・育休・介護休業中ではない 2. 産休・育休・介護休業中である	} 問9へ
パート・アルバイト等勤務 （「フルタイム」以外の就労）	3. 産休・育休・介護休業中ではない 4. 産休・育休・介護休業中である	
その他	5. 以前は就労していたが、現在は就労していない 6. これまで就労したことがない	

◆問7で「1～4」に○をつけた方にうかがいます。

問7-1

1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間」をお答えください。

1週当たり： 日 1日当たり： 時間 分

問7-2

家を出る時間と帰宅時間をお答えください。

家を出る時間： 時 分 帰宅時間： 時 分

◆問7でパート・アルバイト等の「3・4」に○をつけた方にうかがいます。

問 8 フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）就労への希望はありますか。

当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. フルタイムへの希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイムへの希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続ける
4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい

◆問7でその他「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」
「6.これまで就労したことがない」

に○をつけた方にうかがいます。

問 9

就労希望はありますか。

当てはまる番号1つに○をつけ、該当する口内には数字でご記入ください。

1. 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
2. 一番下の子どもが 歳になった頃に就労したい
3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

【希望する就労形態】

- ア. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）
イ. パートタイム・アルバイト等（「フルタイム」以外）

→1週当たり 日 1日当たり 時間

お子さんの保護者(母親)の就労状況

問 1 0 母親の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)についてうかがいます。
 当てはまる番号1つに○をつけてください。
 ※就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンでお答えください。
 また、産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

フルタイム勤務 (1週5日程度・1日8時間程度の就労)	1. 産休・育休・介護休業中ではない 2. 産休・育休・介護休業中である
パート・アルバイト等勤務 (「フルタイム」以外の就労)	3. 産休・育休・介護休業中ではない 4. 産休・育休・介護休業中である
その他	5. 以前は就労していたが、現在は就労していない } 問 1 2 6. これまで就労したことがない

◆問10で「1～4」に○をつけた方にうかがいます。

問 1 0-1 1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間」をお答えください。

1週当たり: 日 1日当たり: 時間 分

問 1 0-2 家を出る時間と帰宅時間をお答えください。

家を出る時間: 時 分 帰宅時間: 時 分

◆問10でパート・アルバイト等の「3・4」に○をつけた方にうかがいます。
 <該当しない方は、問13へ>

問 1 1 フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度) 就労への希望はありますか。
 当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. フルタイムへの希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイムへの希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続ける
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

◆問10でその他「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」
 「6.これまで就労したことがない」
 に○をつけた方にうかがいます。 <該当しない方は、問13へ>

問 1 2 就労希望はありますか。
 当てはまる番号1つに○をつけ、該当する口内には数字をご記入ください。

1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
2. 一番下の子どもが 歳になった頃に就労したい
3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

【希望する就労形態】

- ア. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)
 イ. パートタイム・アルバイト等(「フルタイム」以外)
- 1週当たり 日 1日当たり 時間

お子さんの **土曜と日曜・祝日や長期休暇中の施設など** の利用希望

◆すべての方にうかがいます。

問 1 7 土曜と日曜・祝日に、幼稚園・保育園等の利用希望はありますか。
当てはまる番号1つに○をつけて、口内に数字でご記入ください。

(1) 土曜

1. 利用する必要はない	【利用したい時間帯】 □□時□□分 ~ □□時□□分
2. ほぼ毎週利用したい	
3. 月に1~2回は利用したい	

(2) 日曜・祝日

1. 利用する必要はない	【利用したい時間帯】 □□時□□分 ~ □□時□□分
2. ほぼ毎週利用したい	
3. 月に1~2回は利用したい	

◆現在「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。

問 1 8 夏休みなど長期休暇中の利用を希望しますか。
当てはまる番号1つに○をつけて、口内に数字でご記入ください。

1. 利用する必要はない	【利用したい時間帯】 □□時□□分 ~ □□時□□分
2. 長期休暇中、ほぼ毎日利用したい	
3. 長期休暇中、週に1~2回は利用したい	

お子さんの **一時預かり等** の利用状況

◆すべての方にうかがいます。

問 1 9 この1年間に私用や親の通院、不定期の就労等の目的で利用した事業はありますか。
当てはまる番号すべてに○をつけ、口内に数字でご記入ください。

利用している事業・日数	
1. 一時預かり (私用など理由を問わずに保育園等で一時的に子どもを保育する事業)	年間 □□ 日くらい
2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ)	年間 □□ 日くらい
3. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	年間 □□ 日くらい
4. その他 ()	年間 □□ 日くらい
5. 利用していない	

問 1 9-1 利用していない理由は何ですか。
当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 利用する必要がない	2. 利用料がかかる・高い
3. 利用方法(手続き等)がわからない	4. その他 ()

問 1 9-2 今後、年間何日くらい利用すると思いますか。
当てはまる番号・記号すべてに○をつけ、口内に数字でご記入ください。

1. 利用すると思う	
ア. 私用(買物など)	年間 □□ 日くらい
イ. 冠婚葬祭、学校行事、親の通院等	年間 □□ 日くらい
ウ. 不定期の就労	年間 □□ 日くらい
エ. その他 ()	年間 □□ 日くらい
2. 利用するとは思わない	

◆すべての方にうかがいます。

問 2 0 この1年間に冠婚葬祭、家族の病気、保護者や家族の育児疲れ、不安などにより、お子さんを泊りがけで家族以外の人にみてもらわなければならないことはありましたか。
当てはまる番号すべてに○をつけ、口内に数字でご記入ください。

1. あった	ア. 親族・知人にみてもらった	年間 □□ 日くらい
	イ. 子育て支援短期利用事業(ショートステイ)を利用した (児童養護施設等で子どもを預かる事業)	年間 □□ 日くらい
	ウ. その他 ()	年間 □□ 日くらい
2. なかった		

お子さんが**5歳児(年長児)**の方へ (小学校就学後の放課後の過ごし方)

問 2 1

小学校低学年(1~3年生)では、放課後をどのように過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、口内に数字でご記入ください。

1. 自宅	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
3. 習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
4. 子どもひろば(※1)	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
5. 学童クラブ(※2)	週 <input type="checkbox"/> 日くらい → 下校時から <input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 時まで
6. ファミリー・サポート・センター	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
7. その他()	週 <input type="checkbox"/> 日くらい

問 2 2

小学校高学年(4~6年生)では、放課後をどのように過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、口内に数字でご記入ください。

1. 自宅	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
3. 習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
4. 子どもひろば(※1)	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
5. 学童クラブ(※2)	週 <input type="checkbox"/> 日くらい → 下校時から <input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 時まで
6. ファミリー・サポート・センター	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
7. その他()	週 <input type="checkbox"/> 日くらい

※1:「子どもひろば」・・・子ども達が自由に過ごすことのできる児童館的なものと、子ども達の学びや体験・交流活動等を推進できる放課後子ども教室的なものを併せもった事業

※2:「学童クラブ」・・・保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、支援員の下、子どもの生活の場を提供するものです。

◆問21または問22で「5. 学童クラブ」に○をつけた方にうかがいます。

問 2 3

土曜と日曜・祝日に、学童クラブの利用希望はありますか。

(1) (2) それぞれについて、当てはまる番号1つに○をつけ、口内に数字でご記入ください。

(1) 土曜

1. 低学年(1~3年生)の間は利用したい	} ⇒	【利用したい時間帯】
2. 高学年(4~6年生)になっても利用したい		<input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分 ~ <input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分
3. 利用する必要はない		

(2) 日曜・祝日

1. 低学年(1~3年生)の間は利用したい	} ⇒	【利用したい時間帯】
2. 高学年(4~6年生)になっても利用したい		<input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分 ~ <input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分
3. 利用する必要はない		

問 2 4

夏休みなど長期休暇中に学童クラブの利用希望はありますか。

当てはまる番号1つに○をつけ、口内に数字でご記入ください。

1. 低学年(1~3年生)の間は利用したい	} ⇒	【利用したい時間帯】
2. 高学年(4~6年生)になっても利用したい		<input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分 ~ <input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分
3. 利用する必要はない		



お子さんの **地域の子育て支援事業** の利用状況

問 2 5 下記の事業を「知っている」「これまでに利用したことがある」「今後利用したい」項目ごとに、どちらかに○をつけてください。

事業名	A 知っている		B これまでに利用 したことがある		C 今後利用したい	
	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
1. 妊婦教室（マタニティクラス）・両親教室 （えにわっこ応援センター）	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
2. 育児教室（えにわっこ応援センター）	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
3. 赤ちゃん家庭訪問（えにわっこ応援センター）	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
4. すくすく相談（えにわっこ応援センター）	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
5. 小児科医の健康相談（保健センター）	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
5. 食育講座（保健センター）	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
6. 子ども・家庭に関する相談（えにわっこ応援センター）	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
7. 産後子育てサポート事業	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
8. 子ども発達支援センターの事業	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
9. ひとり親家庭相談（えにわっこ応援センター）	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
10. 子ども緊急サポネット事業	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
10. 子育て支援センター	はい	いいえ	/	/	/	/
11. ファミリーサポートセンター事業	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
12. 幼稚園、保育園の子育て支援事業 （ひろば、地域交流事業）	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
13. 幼稚園のプレスクール	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
14. えにわっこサポートカード	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
15. フッ化物洗口事業（保育園）	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
16. 子育てガイドブック「えにわっこ」 （子育て支援課）	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
17. こどもの救急冊子（えにわっこ応援センター）	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
18. 子育て支援短期利用事業（ショートステイ）	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
19. 産後ケア事業	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
20. 5歳児相談	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ

問 2 6 子育て支援センター等の利用状況について、どちらかに○をつけ、口内に数字でご記入ください。

1. 子育て支援センター等を利用している
1週当たり： 回 もしくは1ヶ月当たり： 回 程度

2. 利用していない

問 2 6-1 利用日数を増やしたいと思いますか。
どちらかに○をつけて、口内に数字でご記入ください。

1. 利用日数を増やしたい
1週当たり： 回 もしくは1ヶ月当たり： 回 程度

2. これまでどおり利用したい

問 2 6-2 利用したいと思いますか。
どちらかに○をつけて、口内に数字でご記入ください。

1. 利用したい
1週当たり： 回 もしくは1ヶ月当たり： 回 程度

2. 利用しない

**育児休業や短時間勤務制度など、職場の両立支援制度について
(すべての方にかがいます)**

問 2 7 宛名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについて、当てはまる番号1つに○をつけてください。また、「3. 取得していない」を選択した方はその理由を下の選択肢よりお選びください。

母親 (いずれかに○)	父親 (いずれかに○)
1. 働いていなかった	1. 働いていなかった
2. 取得した (取得中である)	2. 取得した (取得中である)
3. 取得していない	3. 取得していない
→取得していない理由(下の選択肢から番号を選んで母親欄に○) (いくつでも)	→取得していない理由(下の選択肢から番号を選んで父親欄に○) (いくつでも)

【「3. 取得していない」を選択した方】

	母親	父親
1. 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった		
2. 仕事が忙しかった		
3. (産休後に) 仕事に早く復帰したかった		
4. 仕事に戻るのが難しそうだった		
5. 昇給・昇格などが遅れそうだった		
6. 収入減となり、経済的に苦しくなる		
7. 保育園などに預けることができた		
8. 配偶者が育児休業制度を利用した		
9. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった		
10. 子育てや家事に専念するため退職した		
11. 職場に育児休業の制度がなかった (就業規則に定めがなかった)		
12. 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった		
13. 育児休業を取得できることを知らなかった		
14. 産前産後の休暇 (産前6週間、産後8週間) を取得できることを知らず、退職した		
15. その他 ()		

◆問27で「2. 取得した (取得中である)」と回答した方にかがいます。
⇒該当しない方は、問28へ

問 2 7-1 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

1. 育児休業取得後、職場に復帰した
2. 現在も育児休業中である
3. 育児休業中に離職した

(2) 父親

1. 育児休業取得後、職場に復帰した
2. 現在も育児休業中である
3. 育児休業中に離職した

◆問27-1で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にかがいます。

問 2 7-2 育児休業からは、「実際」に宛名のお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。口内に数字でご記入ください (数字は一律に一字)。

(1) 母親

実際の取得期間 <input type="text"/> 歳 <input type="text"/> 月	希望 <input type="text"/> 歳 <input type="text"/> 月
---	--

(2) 父親

実際の取得期間 <input type="text"/> 歳 <input type="text"/> 月	希望 <input type="text"/> 歳 <input type="text"/> 月
---	--

◆問27-2で実際の復帰と希望が異なる方にかがいます。

問 2 7-3 希望の時期に職場復帰しなかった理由についてうかがいます。

「希望」より早く復帰した方 ※当てはまるすべての番号に○をつけてください

①母親

1. 希望する保育園に入るため
2. 配偶者や家族の希望があったため
3. 経済的な理由で早く復帰する必要があった
4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため
5. その他 ()

②父親

1. 希望する保育園に入るため
2. 配偶者や家族の希望があったため
3. 経済的な理由で早く復帰する必要があった
4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため
5. その他 ()

問 2 7-4 希望の時期に職場復帰しなかった理由についてうかがいます。

「希望」より遅く復帰した方 ※当てはまるすべての番号に○をつけてください

①母親

1. 希望する保育所に入れなかったため
2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため
3. 配偶者や家族の希望があったため
4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため
5. その他 ()

②父親

1. 希望する保育所に入れなかったため
2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため
3. 配偶者や家族の希望があったため
4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため
5. その他 ()

◆問27-1で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

問27-5 育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

1. 利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった）
2. 利用した
3. 利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）

(2) 父親

1. 利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった）
2. 利用した
3. 利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）

◆問27-5で「3. 利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」と回答した方にうかがいます。

問27-6 短時間勤務制度を利用しなかった（利用できなかった）理由は何ですか。当てはまる理由をすべてに○をつけてください。

(1) 母親

1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった
2. 仕事が忙しかった
3. 短時間勤務にすると給与が減額される
4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる
5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した
6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、子どもをみってくれる人がいた
7. 子育てや家事に専念するため退職した
8. 職場に短時間勤務制度がなかった（就業規則に定めがなかった）
9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった
10. その他（ ）

(2) 父親

1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった
2. 仕事が忙しかった
3. 短時間勤務にすると給与が減額される
4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる
5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した
6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、子どもをみってくれる人がいた
7. 子育てや家事に専念するため退職した
8. 職場に短時間勤務制度がなかった（就業規則に定めがなかった）
9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった
10. その他（ ）

幼児教育・保育の無償化に関して

すべての方にうかがいます。

以下の幼児教育・保育無償化に関する説明をお読みになってから、問28にお答えください。

3歳から5歳までの子どもたちの幼稚園、保育園、認定こども園などの利用料が無償化されます。

消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を予定しています。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子どもたちの利用料が無償化されます。
- 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化されます（上限月額25,700円）。
- 実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外です。
- 幼稚園（4時間程度）については満3歳（3歳になった日）から、保育所については3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から無償化されます。
- 0歳から2歳の子どもたちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。

【対象となる施設・サービス】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 幼稚園の預かり保育を利用する子どもたちについては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化（上限月額25,700円）に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額37,000円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

※ 認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子どもたちが利用する預かり保育も含まれます。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 認可外保育施設等を利用する子どもたちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子どもたちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額37,000円）までの利用料が無償化されます。
- 0歳から2歳の子どもたちについては、住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額42,000円までの利用料が無償化されます。

【対象となる施設・サービス】

- 認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

問28 「幼児教育・保育の無償化に関して」をお読みになって、「就労意向」「教育・保育事業の利用希望」について、お考えに変化はありましたか。(当てはまる番号1つに○)

1. あった 2. なかった ⇒ 問29へ 3. わからない ⇒ 問29へ

◆問28で「1. あった」と回答した方にうかがいます。

問28-1 育児休業の期間を短縮することを検討されますか。(当てはまる番号1つに○)

1. はい 2. いいえ 3. 育児休業は取得していない

問28-2 お子さんの母親の就労への意向に変化はありましたか。(当てはまる番号1つに○)

【関連設問：問10・問11】

1. フルタイムでの就労を希望する
2. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)での就労を希望する
3. 就労を検討する
4. 変化はない

問28-3 問28-2で「1」または「2」に○をつけた方に伺います。就労の時期はいつごろからお考えですか。(1つに○、当てはまる番号の□内には数字でご記入ください。)

【関連設問：問12】

1. すぐにも、もしくは1年以内に就労したい
2. 一番下の子どもが □ □ 歳になったころに就労したい

問28-4 お子さんの父親の就労への意向に変化はありましたか。(当てはまる番号1つに○)

【関連設問：問7・問8】

1. フルタイムでの就労を希望する
2. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)での就労を希望する
3. 就労を検討する
4. 変化はない

問28-5 問28-4で「1」または「2」に○をつけた方に伺います。就労の時期はいつごろからお考えですか。(1つに○、当てはまる番号の□内には数字でご記入ください。)

【関連設問：問9】

1. すぐにも、もしくは1年以内に就労したい
2. 一番下の子どもが □ □ 歳になったころに就労したい

問28-6 「幼児教育・保育の無償化」が実施された場合、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業に変化はありましたか。(当てはまるものすべてに○)

【関連設問：問14】

1. 幼稚園 (通常の就園時間の利用)
2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)
3. 認可保育園 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)
4. 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
5. 小規模保育施設 (国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員が概ね6~19人のもの)
6. 家庭的保育 (保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業)
7. 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)
8. その他の認可外の保育施設
9. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)
10. その他()
11. 変化はない



問35

恵庭市が、今よりも子育てしやすいまちとなるためには、どのようなことに力を入れたら良いと思いますか。主なものに○をつけてください。（3つ以内）

【親子の健やかな成長を応援するために】

- 1. 安心して妊娠・出産を迎えるための環境づくり（妊婦教室、不妊治療費助成等）
- 2. 親と子のこころとからだの健康づくり（乳幼児健診、赤ちゃん家庭訪問、予防接種、小児等医療体制等）

【子育てをするすべての家庭を応援するために】

- 3. 地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実（子育てガイドブック「えにわっこ」、一日保育士体験、ファミリーサポートセンター、一時保育事業等）
- 4. 要支援児童へのきめ細やかな取組み（発達支援センター事業、障がい児通所支援事業、医療的ケア児支援等）
- 5. 子育て支援ネットワークづくり（子育てサークルへの支援等）
- 6. 男性の子育ての参加促進（両親教室、サンデーパパ等）

【働きながら子どもを育てている人を応援するために】

- 7. 保育・放課後児童保育サービスの充実（通常保育事業・延長保育、学童クラブ、認定こども園、認可外保育施設の保育料助成等）
- 8. 仕事と子育て両立の推進（育児休暇の取得促進及び啓発活動等）

【子どもの学びと育ちを応援するために】

- 9. 子どもの豊かなこころの育みの支援（子ども読書プランの推進、子どもの集う場所開設等）
- 10. 次代を担う心身ともたくましい子どもの育成（各種スポーツ教室等）
- 11. 学校教育の推進（非行防止取組、英語指導助手の活用、特認校の充実等）
- 12. 幼稚園教育の推進（就園奨励費補助事業、幼稚園に対する補助事業等）
- 13. 思春期と学童期のこころとからだの健康づくり（性・薬物等の教育・啓発、相談事業の充実等）
- 14. 子どもの育ちに応じた家庭教育の支援（ブックスタート、読み聞かせ活動等）

【子どもが安全に育つ安心なまちであるために】

- 15. 子どもの権利を守るための環境整備（虐待・性暴力・いじめ等から守るためのCAP教育等）
- 16. 子育て支援するための生活空間の整備（街区公園の再整備、子育てバリアフリーの推進等）
- 17. 子どもなどの安全の確保（防犯灯の整備促進、交通安全教育の推進等）

◎ 最後に、教育・保育環境の充実など、子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

<記入欄>

問36

えにわ子育て応援隊を知っていますか？

- 1. 知っている
- 2. 知らない

問37

えにわ子育て応援隊では、オールえにわで様々な応援活動を実施しています。（地域・団体等に）どのような応援活動を期待しますか。

<記入欄>

（応援・活動事例）

- ・市内の「こどもの集う場所」へ絵本を寄贈。（団体）
- ・産前・産後の家事支援（食事の準備、買い物、清掃他）（団体）
- ・キッズルームを設置し利用者へのサービスを行っている。（企業）
- ・全ての従業員を対象に、子ども連れ出勤を受け入れている。（企業）



令和6年度学童クラブの運営について

1. 開設場所・委託法人について

令和6年度より松恵学童クラブの事業運営を委託により実施します。

このことにより20学童すべてが委託による運営となります。

令和6年度の開設内容（R6.2.20現在）

	学童クラブ名	開設場所	定員	入会数	委託法人
1	恵庭学童クラブ	えにあす	56	56	リズム学園
2	恵庭第2学童クラブ	えにあす	54	55	リズム学園
3	恵庭第3学童クラブ	恵小管理者住宅	30	31	リズム学園
4	島松学童クラブ	島松小学校	65	65	アソカ学園
5	島松第2学童クラブ	島松公民館	45	46	アソカ学園
6	柏学童クラブ	大町会館	44	44	リズム学園
7	柏第2学童クラブ	柏小管理者住宅	30	30	リズム学園
8	和光学童クラブ	和光会館	59	59	高陽学園
9	和光第2学童クラブ	黄金ふれあいセンター	76	77	シダックス
10	和光第3学童クラブ	クラーク幼稚園	40	41	高陽学園
11	若草学童クラブ	若草小	37	33	高陽学園
12	若草第2学童クラブ	若草小	37	37	高陽学園
13	若草第3学童クラブ	若草小管理者住宅	30	26	高陽学園
14	若草第4学童クラブ	柏陽会館	38	32	高陽学園
15	恵み野学童クラブ	恵み野小	55	44	アソカ学園
16	恵み野第2学童クラブ	恵み野小	38	32	アソカ学園
17	恵み野旭学童クラブ	恵み野旭小	37	25	アソカ学園
18	恵み野旭第2学童クラブ	恵み野旭小管理者住宅	30	20	アソカ学園
19	恵み野旭第3学童クラブ	恵庭RBP	44	23	アソカ学園
20	松恵学童クラブ	東恵庭会館	43	28	シダックス
合 計			888	804	

2. 待機児童の対応について

今後、低学年は定員の110%まで受入れを継続しますが、定員を超えた地区の学童クラブにおいて4年生以上利用希望者が発生した場合は待機児童となり、地域の子どもひろばにおいて「ランドセル来館事業」を開始します。ランドセル来館事業は、子どもひろばに、下校時に直接、児童が来館し、支援員は登会の管理や保護者との連絡調整等を行います。

現在、定員超過でランドセル来館の実施を予定している地区は、柏小学校区・和光小学校区の2か所となっています。

3. 長期休み学童預かり事業について

学童クラブの利用要件を満たさない保護者が就労などの理由で家庭にいない児童に対し、小学校の夏休み、冬休み、春休みの長期休み期間中において、学童クラブと同様に生活の場を提供し、長期休み期間のみの利用ニーズへの対応と既存の学童クラブの待機児童解消を目的に試行的に実施します。

事業の概要

実施主体	市の学童クラブを運営する3学校法人
実施場所	学校法人が所有する園舎等
開設時間	8時～18時30分(既存学童クラブと同様)
その他	定員は10名以上を想定し、定員設定や利用者負担金の設定、利用申込・利用決定は実施者が決定

産後ケア事業（日帰り型・訪問型）について

1 目的

産後まもない母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。

令和2年度より産後ケア事業（宿泊型）を実施しているが、産婦のニーズに応じ、利用しやすい事業とするため、日帰り型、訪問型の産後ケア事業を新たに実施する。

2 対象者

家族から十分な家事や育児の援助を受けられない、産後に心身の不調や育児不安があるなどの生後5か月児未満の乳児と産婦

3 内容

助産所に委託し、助産師等の専門職が以下のケアを実施する。

- ①育児休息の確保による母体の体力回復支援
- ②産後の母体管理、精神的ケア及び生活面の指導
- ③沐浴、授乳等の育児手技に関する相談及び指導
- ④乳児の発育、発達に関する相談及び指導等

4 利用者負担額

日帰り型 減免なし：1,400円・減免あり（生活保護世帯・住民税非課税世帯）：0円

訪問型 減免なし：700円・減免あり（生活保護世帯・住民税非課税世帯）：0円

※別途、日帰り型には食費（昼食代）、訪問型には交通費の実費負担あり

5 委託機関（予定）

千歳市内の助産施設：3か所

札幌市内の助産施設：1か所

江別市内の助産施設：1か所

6 利用回数

産婦1人につき、

宿泊型産後ケア 4回（4泊5日）以内

日帰り型・訪問型産後ケア合わせて7回以内

7 開始時期

令和6年4月

1 か月児健康診査事業について

1 目的

疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、養育環境や養育者への育児に関する助言を行い、乳児の健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 対象者

出生後 27 日を超え、生後 6 週に達しない乳児

3 助成内容

1 回 4,000 円／人

4 助成回数・助成額

出産医療機関や小児科において、北海道が委託して行う 1 か月児健康診査を受診した乳児に対して健診費用を助成する。

5 助成方法

- ①妊娠届出時に、妊婦一般健康診査受診票と合わせて「1 か月児健康診査受診票」を配付
- ②1 か月児健康診査時に対象者の保護者が医療機関に受診票を提出
- ③医療機関から市へ請求

6 対象予定数

430 人

7 開始時期

令和 6 年 4 月（予定）

※開始にあたっては、北海道が代表し協定を締結している「医療機関等に委託して行う妊産婦健康診査及び乳幼児健康診査」への追加に向けて、医師会や医療機関と協議していく方向になっているため、北海道の協定締結後となります。

次期えにわ障がい福祉プランについて

1. 次期えにわ障がい福祉プラン策定までの経過

2.

時 期	実施事項
10月25日	第2回恵庭市社会福祉審議会・児童福祉専門部会 ・次期えにわ障がい福祉プラン策定の進捗について報告
11月16日	第3回恵庭市社会福祉審議会・障害者福祉専門部会 ・次期えにわ障がい福祉プラン(素案)
12月18日～ R6年1月17日	パブリックコメント実施
2月6日	恵庭市障がい者地域自立支援協議会 ・次期えにわ障がい福祉プラン(案)
2月8日	第4回恵庭市社会福祉審議会・障害者福祉専門部会 ・次期えにわ障がい福祉プラン(案)

3. 次期えにわ障がい福祉プラン(案)について 別紙

4. 今後のスケジュール

時 期	実施事項
3月	恵庭市社会福祉審議会
3月	次期えにわ障がい福祉プランの策定

えにわ障がい福祉プラン

(案)

第8期 恵庭市障がい者福祉計画
第7期 恵庭市障がい福祉計画
第3期 恵庭市障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月策定
恵庭市

Ⅲ | 障がい児の発達支援と教育

現状と課題

障がいや発達に心配のある子どもを早期から適切な時期に支援につなげていくため、えにわっこ応援センターや恵庭市子ども発達支援センター等で保護者から発達や育児に関する相談に応じるとともに、母子保健事業や保育所、認定こども園、学校等と連携して支援する体制づくりに取り組んでいます。また、学齢期においては、すべての児童・生徒が、適切な環境で教育を受けられるように、特別支援教育の環境整備や保護者のニーズに合わせた教育支援体制の整備を進めてきました。障がい者アンケート等では、障がい児に対するコミュニケーションについての支援、相談対応等の充実、福祉サービスの充実が課題と考えられることから、引き続き、乳幼児期から学校卒業までの切れ目のない支援体制の強化が求められています。重度の障がいのある子どもや、医療的ケアが必要な医療的ケア児が安心して在宅生活をおくることができるよう、関係機関が連携し、必要な支援が提供できる体制整備が求められています。

○障がい者アンケート調査結果から

希望の暮らしをするために必要な支援としては「コミュニケーションについての支援」(44.4%)、「相談対応等の充実」(46.7%)が上位を占めています。

○団体ヒアリング調査結果から

・障がい児への理解や受入れ体制の充実。

※追加

「えにわっこ応援センターについて」

全ての子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化として、旧子ども家庭課の給付・児童福祉担当と、保健課の母子保健担当を、令和5年度から子ども未来部に再編し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「えにわっこ応援センター」を市役所内に開設しました。

01 | 障がいや発達に心配のある子どもに対する支援の充実

(1)子ども発達支援体制の充実

【担当課】 えにわっこ応援センター
子ども発達支援センター

障がいや発達に心配のある子ども及びその家族が、身近な地域で安心して生活できるよう、必要なサービスや支援を提供する支援体制の充実を図ります。そのために、身近な地域で集団適応訓練や日常生活における知識や技能の習得、社会との交流などを図るための、児童発達支援や居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の充実に努めます。また、基本相談体制の充実及び障がい児相談支援計画の質の向上に努めます。

(2)保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援の実施

【担当課】 えにわっこ応援センター・幼児保育課・教育支援課・子ども発達支援センター

保育所や認定こども園、通所支援事業所、学校等との連携を図り、障がいや発達に心配のある子どもを早期から、適切な支援につながる体制を充実します。さらに、幼児期・学童期・青年期のステージごとに支援が円滑に引き継がれるよう関係機関の連携や支援体制を充実します。また、障がいへの理解や、支援技術の向上を図るための研修会等を開催します。

(3)地域社会への参加・包容の推進

【担当課】 えにわっこ応援センター
・幼児保育課 ・子ども政策課
・子ども発達支援センター

障がいのある子どもが他の子どもと生活することにより、社会性や自主性の発達を促し、ともに成長していけるよう、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ(学童クラブ)における障がい児の受け入れ体制の整備に努め、地域社会への参加・包容の推進を図ります。

02 | 特別な支援が必要な障がい児に対する支援

(1) 医療的ケアを必要とする障がい児に対する支援の充実

【担当課】 えにわっこ応援センター
 ・障がい福祉課・幼児保育課
 ・教育支援課・子ども発達支援センター

医療的ケアが必要な在宅の重度心身障がい児(者)が、身近な地域で安心して生活できるよう、医療・保健・福祉・保育・教育等の関係機関が連携し、必要な支援やサービスが提供できる支援体制

※追加の整備に取り組みます。

(2) 難聴児の支援の充実

【担当課】 えにわっこ応援センター
 ・障がい福祉課・教育支援課
 ・子ども発達支援センター

新生児聴覚検査や1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、就学前後の健康診断の際に、聞こえの確認を行い、難聴等が疑われる子どもが、早期から適切な時期に支援につながるよう、医療・保健・福祉・保育・教育等の関係機関と連携した支援体制に取り組みます。

03 | 教育活動等の充実

(1) 相談体制の充実

【担当課】 えにわっこ応援センター
 ・教育支援課

すべての児童・生徒が、適切な環境で教育を受けられるように、特別支援教育の環境整備に努めるとともに、保護者のニーズに合わせた教育相談体制を充実します。

(2) 特性に応じた指導や支援体制の構築

【担当課】 えにわっこ応援センター
 ・教育支援課・子ども発達支援センター

特別支援学級に在籍する児童・生徒だけでなく、通常学級に在籍する支援を必要とする児童・生徒の特性に応じた指導や支援体制の構築に取り組めます。

第5章 第3期恵庭市障がい児福祉計画

1. はじめに

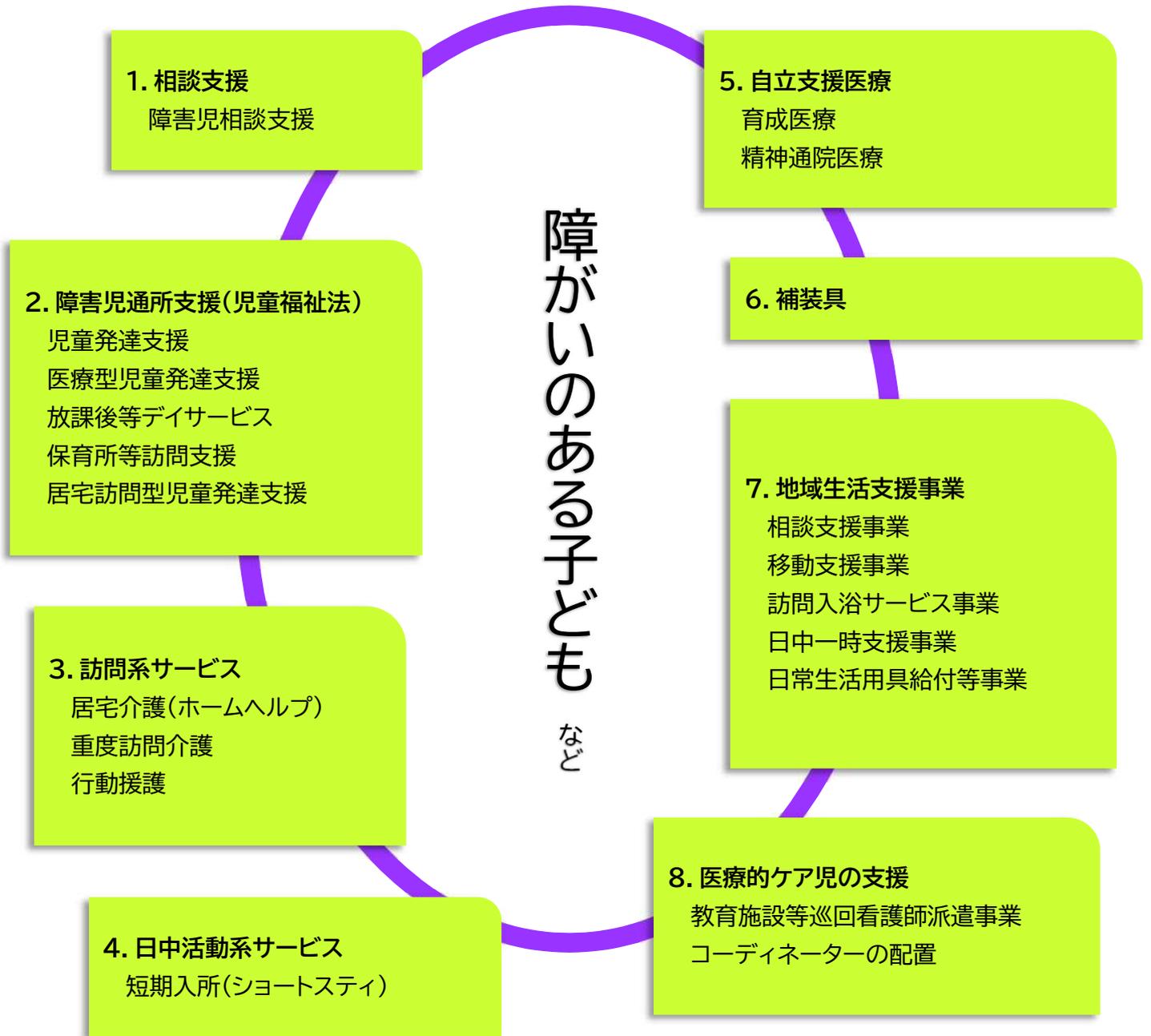
障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、国が示す基本指針に沿い、「第3期恵庭市障がい児福祉計画」を策定します。

第8期恵庭市障がい者福祉計画の理念を実現するために、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業に関して、どのように実施していくかを明らかにして、障がい児支援サービス等の各年度における見込量やサービス提供体制の確保方策等を示します。

2. 障がい児支援サービス体系

障がいのある児童に対する支援サービスは、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める障がい福祉サービスを表します。これらのサービスは発達心配な児童や障がいのある児童の療育や生活を支援することを目的に、利用者に対して個別に必要な給付を行う「自立支援給付」と児童福祉法に基づく「障害児通所給付」、市町村の創意工夫により実施する「地域生活支援事業」から構成されています。

■障がい児支援サービス体系■



3. 提供体制の整備

(1) 児童発達支援センター

発達が心配な児童や障がいのある児童が日常生活における基本動作の指導や、自活に必要な知識・技能や集団生活の適応のための訓練を行います。児童発達支援と地域支援(保育所等訪問支援・障害児相談支援)、市内事業者への指導・助言などを行います。

●国の基本指針等

基本指針では、令和8年度末までに少なくとも児童発達支援センターを1カ所以上設置することを目標としています。

●恵庭市

北海道の方針を踏まえ、恵庭市子ども発達支援センターを児童発達支援センターと同等の機能を有する施設として、北海道より児童福祉法の児童発達支援に加え障害児相談支援事業所等の指定を受けるとともに、人材育成や住民啓発等の地域支援を行う地域の中核施設として位置づけられる「市町村中核子ども発達支援センター」の認定を受け、平成31年4月より事業を開始しています。

本市としては、市町村中核子ども発達支援センター^{※31}である恵庭市子ども発達支援センターにおいて継続実施することとします。

項目	目標
児童発達支援センター	市町村中核子ども発達支援センター継続実施(実施1事業所)

(2) 保育所等訪問支援

児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を、発達が心配な児童や障がいのある児童本人とスタッフに行います。

●国の基本指針等

基本指針では、令和8年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の整備を目標としています。

●恵庭市

本市においては、市町村中核子ども発達支援センターである恵庭市子ども発達支援センターにおいて、継続実施することとします。

項目	目標
保育所等訪問支援	継続実施(実施1事業所)

(3) 重症心身障がい児の支援

重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの通所支援サービスを行います。

●国の基本指針等

基本指針では、令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所確保することを目標としています。

●恵庭市

本市においては、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は1カ所ありますが、災害時や感染症の発生においても、サービスが安定して継続的に提供されるよう体制の整備を図ります。

項目	目標
重症心身障がい児の支援	継続実施(実施1事業所以上)

(4)医療的ケア児支援の協議体制づくり

●国の基本指針等

基本指針では、令和 8 年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター※32 を配置することを目標としています。

●恵庭市

平成 30 年に医療的ケア児の協議の場として、恵庭市障がい者地域自立支援協議会の専門プロジェクト恵庭市医療的ケア児支援協議会(通称「いーえむネット」)を設置しました。本市においては「いーえむネット」を継続して設置します。

また、医療的ケア児に対する支援については、関係機関等と調整し、個々の発達段階に応じた支援を提供するために、令和5年度 えにわかこ応援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置しました。

※追加

項 目	目 標
医療的ケア児支援の協議の場	継続して設置
コーディネーターの配置	継続して配置

4. 障がい児福祉サービス等の実施状況及び見込量

計画期間における障害福祉サービス等の利用実績を分析し、各年度における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の事業区分ごとの必要な見込量を定めます。

(1) 相談支援

障害児相談支援

発達が心配な児童や障がいのある児童が障害児通所支援等を利用する時に、心身の状況や環境、保護者の意向等を考慮し「障害児支援利用計画」を作成し、通所支援開始後は一定期間ごとに利用計画が適切かモニタリングを行い見直し等の援助を実施します。

主な利用者／障害児通所支援を利用するすべての児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
実利用者数(人)	315	362	434	521	626	751

(2) 障害児通所支援

児童発達支援

通所施設において、児童への日常生活における基本的動作の指導や知識・技能、集団生活への適応のための訓練等を行います。

主な利用者／発達が心配な就学前の児童、障がいのある就学前の児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
利用者数(人/月)	147	179	215	258	309	371
利用量(人日/月)	552	701	1,079	1,295	1,554	1,865

医療型児童発達支援

通所施設において児童への日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練及び医療機関と連携した治療を行います。

主な利用者／肢体や体幹機能の障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
利用者数(人/月)	0	0	0	1	2	2
利用量(人日/月)	0	0	0	2	4	4

放課後等デイサービス

通所施設において放課後又は夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう必要な支援を行います。

主な利用者／就学している障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
利用者数(人/月)	177	208	250	300	360	432
利用量(人日/月)	1,785	2,091	2,509	3,011	3,613	4,336

保育所等訪問支援

発達が心配な児童や障がいのある児童が日常通っている保育所等を専門職員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援やスタッフへの助言などを行います。

主な利用者／集団生活を行う施設(保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校など)に通う発達が心配な児童、障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
利用者数(人/月)	5	5	5	5	5	5
利用量(人日/月)	4	7	7	7	7	7

居宅訪問型児童発達支援

障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

主な利用者／重症心身障がい児など重度の障がいのある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童

年度	実績			見込量		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
利用者数(人)	0	1	1	2	2	2
利用量(人日/月)	0	1	1	2	2	2

(3)訪問系サービス

居宅介護(ホームヘルプ)

居宅で、入浴、排せつ、食事の介護や調理、掃除等の家事援助、並びに生活等に関する相談及び助言を行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分1」以上に相当する障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
利用者数(人)	6	5	5	5	6	6
利用時間数(時間/月)	36	33	27	32	38	46

重度訪問介護

重度の肢体不自由児、又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする児童に対し、居宅で身体介護や生活援助、及び移動中の介護を総合的に行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分4」以上に相当し、下記のいずれかに該当する障がいのある児童

- ① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている児童
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である児童

※15歳以上の児童で、児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、市長に通知した場合は、障がい者とみなします。

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
利用者数(人/月)	0	0	0	1	1	1
利用時間数(時間/月)	0	0	0	14	14	14

行動援護

行動上の困難があり常時介護が必要な場合に、危険を回避するための必要な援護、外出介護を行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分3」以上に相当する知的障がい又は精神障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
利用時間数(時間/月)	0	0	0	12	12	12

(4)日中活動系サービス**短期入所(ショートステイ)**

家族などの介護者の理由(疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等)により、施設に短期間、入所することができます。

主な利用者／在宅で障害児短期入所「区分1」以上に相当する障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
利用者数(人/月)	11	10	10	10	11	11
利用量(人日/月)	39	40	44	52	63	76

(5)自立支援医療 (見込量等は設定しません)**自立支援医療**

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

区 分	対 象 者
育成医療	身体に障がい有する児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人(18歳未満)
精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する人

(6)補装具 (見込量等は設定しません)**補装具**

障がいのある児童が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体機能を補完・代替する用具費を支給します。

主な利用者／補装具を必要とする障がいのある児童

(7)地域生活支援事業

移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある児童が、外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をするとき、(ガイド)ヘルパーを派遣し移動の支援を行います。

主な利用者／屋外での移動に困難がある障がいのある児童(身体障がい、知的障がい、精神障がいがあり、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者包括等支援の支給決定を受けていない児童)

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
実利用者数(人/年)	8	8	8	8	9	9
延べ利用時間数 (時間/年)	763	924	1,090	1,200	1,320	1,400

訪問入浴サービス事業

看護師及びヘルパーが乗車した入浴車が対象者の世帯を訪問し、入浴介護サービスを行います。

主な利用者／自宅での入浴介助や、デイサービスセンターでの入浴サービスを利用することが困難な重度身体障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
実利用者数(人)	1	0	0	1	1	1

日中一時支援事業

障害者支援施設等において障がいのある児童の日中における活動の場を確保し、障がいのある児童の家族の就労支援及び障がいのある児童等を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。

主な利用者／日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な、市内に居住する在宅の障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
実利用者数(人)	2	1	1	1	1	1

日中一時支援事業(重度心身入浴型)

日中一時支援事業として、特殊浴槽及び寝台車両等の設備を有する事業所により入浴サービス等を提供し、家族の介護負担の軽減を図ります。

主な利用者／自宅での入浴が困難な重度身体障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
実利用者数(人)	3	1	1	2	2	2

日常生活用具給付等事業(見込量等は第7期障がい福祉計画に含む)

重度障がいのある児童に対し、日常生活用具を給付します。

主な利用者／原則として、在宅の身体障がいのある児童・知的障がいのある児童・難病患者等であって、当該用具を必要と認められる児童

(8)医療的ケア児の支援**教育施設等巡回看護師派遣事業**

教育施設等(保育所、認定こども園、学童クラブ、小学校、中学校)において巡回する看護師による医療的ケアを行います。

主な利用者／教育施設等において医療的ケアが必要な児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
実利用者数(人)	2	2	2	4	4	4

コーディネーターの配置

医療的ケア児に対する支援について関係機関等と調整し、個々の発達段階に応じた支援を提供するためにコーディネーターを配置します。

主な利用者／医療的ケアが必要な児童

年度	見込量		
	R6	R7	R8
コーディネーターの配置人数(人)	1	2	2

5. 障害福祉サービス等の見込量の確保に向けて

障害福祉サービス及び障害児通所支援の各種サービスなど、必要な人が利用できるよう見込量の把握に努めるとともに、相談支援に係るニーズの把握に努めます。

また、恵庭市障がい者地域自立支援協議会や恵庭市医療的ケア児支援協議会などのネットワーク機能を活用し、情報交換等を行うことで、各サービスの円滑な実施に努めます。

地域生活支援事業については、必要な事業を継続して実施するとともに、地域の障がいのある児童の実情に合わせた事業実施に努めます。